

## 特別の法人 無料職業紹介事業【新規届出】に係る要件・提出書類

三重労働局需給調整事業室

### ○特別の法人の行う無料職業紹介事業の要件

- 特別の法律に基づいて設立された以下の法人で、構成員の数が10以上のもの
  - 農業協同組合法（昭和22年度法律第132号）の規定により設立された農業協同組合又は農業協同組合連合会
  - 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）の規定により設立された漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工協同組合連合会
  - 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）の規定により設立された事業協同組合、事業協同組合連合会又は中小企業団体中央会
  - 商工会議所法（昭和28年法律第143号）の規定により設立された商工会議所
  - 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）の規定により設立された商工組合
  - 商工会法（昭和35年法律第35年法律第89号）の規定により設立された商工会
  - 森林組合法（昭和53年法律第36号）の規定により設立された森林組合
- 当該法人の直接若しくは間接の構成員を求人者とするもの
- 職業紹介に関し、いかなる名義でもその手数料又は報酬を受けないで行うもの

### ○特別の法人の行う無料職業紹介事業の提出書類

提出様式		提出部数	
		原本	コピー
<input type="checkbox"/>	特別の法人 無料職業紹介事業届出書【様式第1号の2】（第1面・第2面）	1	2
<input type="checkbox"/>	特別の法人 無料職業紹介事業計画書【様式第2号】	1	2
<input type="checkbox"/>	特別の法人 無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書【様式第6号】	1	2
添付書類			
<input type="checkbox"/>	定款（事業目的に「 <b>職業紹介事業</b> 」の記載が必要。最新内容の定款を作成していない場合、当該変更に係る株主総会の議事録も添付）		2
<input type="checkbox"/>	法人の登記事業証明書（履歴事項全部証明書） （事業目的に「 <b>職業紹介事業</b> 」の記載が必要）	1	1
<input type="checkbox"/>	職業紹介責任者の住民票（ <b>本籍地記載あり・個人番号記載なし</b> ）	1	1
<input type="checkbox"/>	職業紹介責任者の履歴書	1	1
<input type="checkbox"/>	職業紹介責任者講習会受講証明書（ <b>届出日の前5年以内の受講日に限る</b> ）		2
<input type="checkbox"/>	事業所の使用権を証明する書類 ▶自己所有の場合・・・建物の登記事項証明書 ▶賃貸借の場合・・・賃貸契約書 ▶転貸借の場合・・・原契約書、転貸借契約書、所有者の承諾書	1	1 2 2
<input type="checkbox"/>	事業所のレイアウト図（職業紹介事業所として使用する事務室、面接場所、個人情報保管場所（施錠できる場所）、外観等）		2
<input type="checkbox"/>	個人情報適正管理規程		2

<input type="checkbox"/>	業務の運営に関する規程		2
国外にわたる職業紹介事業を行う場合		原本	コピー
<input type="checkbox"/>	<p>【相手先国に関する書類】</p> <p>①相手先国の関係法令及びその日本語訳  ※相手先国において、職業紹介の実施が認められている根拠となる規定に係る部分のみ添付すること</p> <p>※法規制のない国の場合は、その旨を証明した法律専門家（弁護士）の証明書とその日本語訳</p> <p>②相手先国において、国外にわたる職業紹介について事業者の活動が認められていることを証明する書類（相手先国で許可等を受けれている場合にあってはその許可証の写し）及び当該書類が外国語で記載されている場合はその日本語訳（取次機関を利用しない場合に限り）  ※相手先国において事業者の活動が認められていることを証明する部分のみ添付すること</p>		2
<input type="checkbox"/>	<p>【取次機関に関する書類（取次機関を利用する場合に限る）】</p> <p>①取次機関及び事業者の業務分担について記載した契約書その他事業の運営に関する書類及び当該書類が外国語で記載されている場合はその日本語訳  ※業務分担がわかる部分のみ添付すること。</p> <p>②相手先国において、取次機関の活動が認められていることを証明する書類（相手先国で許可等を受けている場合にあってはその許可証等の写し）及び当該書類が外国語で記載されている場合にあってはその日本語訳  ※相手先国において当該取次機関の活動が認められていることを証明する部分のみ添付すること。</p> <p>※特定技能の在留資格について、相手先国によっては政府が取次機関を認証する等、遵守すべき手続きが定められている場合があるので、出入国管理庁のホームページを確認すること。</p> <p>③取次機関に関する申告書（通達様式第10号）</p>		2
確認書類			
<input type="checkbox"/>	理事・監事一覧表		
<input type="checkbox"/>	構成員一覧表		

◎上記の書類の内容によっては、補足資料を追加でお願いする場合があります。